# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
5	地方税の徴収に関する事務	基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、地方税の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

東庄町長

#### 公表日

令和7年1月6日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務					
①事務の名称	地方税の徴収に関する事務					
②事務の概要	地方税法に基づき軽自動車税、個人住民税、固定資産税の徴収事務を行っている。 ①各税の決定した調定に対し消込処理を行う。 ②納付状況を管理し、過誤納・未納状況をチェックする。 ③金融機関窓口、口座振替、コンビニエンスストア、クレジットカード、地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また、申出に基づき納付書を再発行する。 ④納期限までに徴収できない場合、督促状を発行する。 ⑤滞納者に対しては徴収計画をたて催告を行い、納税相談・分納誓約等の措置を行う。 ⑥上記⑤を経た滞納者に対し地方税法に基づき差し押さえ・交付要求等の滞納処分を行う。 ⑦納期限後納付に対し地方税法に基づき延滞金を賦課し、徴収する。 ⑧上記の滞納に係る事務を行いながらも時効完成した該当に対して不納欠損処理を行う。					
③システムの名称	収納管理システム, 滞納管理システム, 口座管理システム, 宛名管理システム, 固定資産税システム, 軽自動車税システム, 個人住民税システム, バックアップシステム, 国民健康保険システム, 住民基本台 帳システム					
2. 特定個人情報ファイル						
1. 収納情報ファイル 2. 滞納	情報ファイル 3. 口座情報ファイル 4. 共通宛名ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条					
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	番号法 第19条第8号 別表第二の27の項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	町民課					
②所属長の役職名	町民課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	総務課庶務係 千葉県香取郡東庄町笹川い4713-131 0478-86-1111					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	町民課賦課徴収係 千葉県香取郡東庄町笹川い4713-131 0478-86-6073					
9. 規則第9条第2項の適用	用 [ ]適用した					
適用した理由						

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か			16年12月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]	]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満			
いつ時点の計数か		令和	6年12月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし			

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の	)種類				
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価書	] な、それぞれ	重点項目評価	1) 基 2) 基 3) 基	択肢> -礎項目評価書 -礎項目評価書及ひ -礎項目評価書及ひ - 世書において、リスク	「全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(竹	青報提供ネッ	トワークシス・	テムを通じた	入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ -	−分である	]	1) 特 2) 十	択肢> :に力を入れている ·分である ・題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ +	-分である	]	1) 特 2) 十	択肢> に力を入れている 分である 題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ +	一分である	]	1) 特 2) 十	択肢> に力を入れている 分である 題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委	託			[	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ -	├分である	]	1) 特 2) 十	択肢> :に力を入れている ·分である !題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報	提供ネットワー	-クシステムを	通じた提供を除く。	) [0	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ +	−分である	]	1) 特 2) 十	択肢> に力を入れている 分である - 短が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接	続		[ ]接続しない	(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ +	-分である	]	1) 特 2) 十 3) 課	択肢> に力を入れている 分である 題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ -	−分である	1	1) 特 2) 十	択肢> に力を入れている 分である 提が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏失・毀損リスクへの対分か		[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない							
人為的ミスが発生で への対策は十分か		[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠		バー登録 報又は付また、下いても複 える。 ・申請書: ・特定個:	はや副本登録の際に E所を含む3情報によ 記のような場合では	は、本人からた たる照会を行う 特定個人情報 かようにしており 、番号及び本人 の申請書(USB	マイナンバー ことを厳守し の取扱いに り、人為的ミス 、情報のデー メモリを含む	関して手作業が介在するが、いずれの場 なが発生するリスクに対し対策は十分であ タベースへの入力 )の保管	、4情 合にお
9. 監査							
実施の有無		[ 0 ]	自己点検	[O]	n部監査	[ ] 外部監査	
10. 従業者に対す	する教育・昂	<b>李発</b>					
従業者に対する教	育∙啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度な	が高いと考え	えられる	対策		[ ]全項	[目評価又は重点項目評価を実施す	る
最も優先度が高いる対策	と考えられ	<選択的 1) E 2) E 3) 本 4) 含 5) 7 6) 个 7) 个 8) \$	目的外の入手が行れ 目的を超えた紐付け 権限のない者によっ 委託先における不正 下正な提供・移転が行 青報提供ネットワーク	のれるリスクへ( 、事務に必要( て不正に使用: な使用等のリン 行われるリスク アシステムを通 アシステムを通	の対策 のない情報と されるリスク・ スクへの対策 いへの対策(季 じて目的外の じて不正な提	:の紐付けが行われるリスクへの対策 への対策 き 託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除 の入手が行われるリスクへの対策 是供が行われるリスクへの対策	]
当該対策は十分か		[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠		り、アクt いる。 また、アク	zス可能な職員の名 クセスログを記録して のような対策によって	簿を年度ごとに こいるため、不	こ作成するこ 測の事態が	ードとパスワードによる認証によって限定とで、アクセス権限について適切な管理を発生した場合においても、状況の把握がEEに使用されるようなリスクへの対策は十分	そ行って 可能で

#### 変更箇所

変更固定変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月7日	公表日	2018/6/12	2019/6/7	事後	
令和1年6月7日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月7日	1. 対象人数 II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月7日	Ⅳ リスク対策	_	Ⅳ リスク対策の追加	事後	
令和4年3月4日	II しきい値判断項目 1.対象人数	2019/4/1	2022/1/1	事後	
令和4年3月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2019/4/1	2022/1/1	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数	2022/4/1	2024/3/1	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2022/4/1	2024/3/1	事後	
令和7年1月6日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携	番号法 第19条第7号 別表第二の27の項	番号法 第19条第8号 別表第二の27の項	事後	
令和7年1月6日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計算か	令和6年3月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和7年1月6日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計算か	令和6年3月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和7年1月6日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く。)		十分である	事後	様式変更による追加
令和7年1月6日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更による追加
令和7年1月6日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録に事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からマイナンバー取得の徹底や住基ネットでの照会の際は、4情報又は住所を含む3情報による照金を行うことを厳守している。また、下記のような場合では特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの場合においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクに対し対策は十分であると考える。・申請書等に記載された個人番号及び本人情報のデータペースへの入力・特定個人情報の記載がある申請書(USBメモリを含む)の保管・個人番号及び本人情報が記載された申請書等の廃棄	事後	様式変更による追加
	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策		3)権限のない者によって不正に使用されるりす くへの対策	事後	様式変更による追加
令和7年1月6日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	様式変更による追加
令和7年1月6日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		対象となるシステムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限について適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録しているため、不測の事態が発生した場合においても、状況の把握が可能である。このような対策によって、権限のない者により不正に使用されるようなリスクへの対策は十分であると考える。	事後	様式変更による追加